令和６年２月２２日　厚生委員会

市民生活部市民課

議 案 説 明 資 料

１　議案第１９号　田川市手数料条例の一部改正について　… Ｐ１

議案第１９号　田川市手数料条例の一部改正について

１　改正理由

戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の一部が改正され、令和６年３月１日から、オンライン上での行政手続において戸籍等の電子的証明書を行政機関に提供するために必要な戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

２　改正の内容

⑴　新設

ア　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料（４００円）

イ　除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料（７００円）

⑵　変更

	改正前	改正後
名　　称	戸籍の記録事項証明書	戸籍証明書
交付対象	田川市本籍分のみ	田川市本籍分及び他自治体本籍分
手 数 料	４５０円	４５０円
名　　称	除かれた戸籍の記録事項証明書	除籍証明書
交付対象	田川市本籍分のみ	田川市本籍分及び他自治体本籍分
手 数 料	７５０円	７５０円

※　いずれも手数料の変更なし。

⑶　追加

ア　届出若しくは申請の受理の証明書の交付事務に届書等情報の内容の証明書の交付事務を追加

イ　届書その他受理した書類の閲覧事務に届書等情報の内容を表示したものの閲覧事務を追加

※　届書等情報とは、届書等の書類を画像情報として作成したもの

※　いずれも手数料の変更なし（３５０円）。

３　施行期日

令和６年３月１日

４　新旧対照表

別紙のとおり。

○田川市手数料条例（平成３年条例第５号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条及び第２条　略 （手数料の徴収） 第３条　手数料は、当該手数料に係る申請の際又は書類等の交付又は発行の際に、現金をもってこれを徴収する。 ２及び３　略 第４条及び第５条　略 （委任） 第６条　略 別表（第２条関係） １から７まで　略 ８　戸籍証明書の交付　１通　４５０円 ９　除籍証明書の交付　１通　７５０円 １０及び１１　略 １２　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を	第１条及び第２条　略 （手数料の徴収） 第３条　手数料は、当該手数料に係る申請の際又は書類の交付の際に、現金をもってこれを徴収する。 ２及び３　略 第４条及び第５条　略 （規則への委任） 第６条　略 別表（第２条関係） １から７まで　略 ８　戸籍の記録事項証明書（戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書）の交付　１通　４５０円 ９　除かれた戸籍の記録事項証明書（除かれた戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書）の交付　１通　７５０円 １０及び１１　略

別紙

新（改正案）	旧（現行）
使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）　１件　４００円 １３　除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）　１件　７００円 １４　戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第４８条第１項（同法第	１２　届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和２２年法律

新（改正案）	旧（現行）
１１７条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）若しくは第１２６条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付　１通　３５０円	第２２４号）第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）若しくは第１２６条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付　１通　３５０円
１５　略	１３　略
１６　戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧　１件　３５０円	１４　戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧　１件　３５０円
１７から３６まで　略	１５から３４まで　略